



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 13 日 (金)
第 7905 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (596) (福祉保健課) 2
	生活保護法による居宅介護事業の廃止の届出 (597) (〃) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (598) (障害福祉課) 3
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (599) (〃) 3
	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (600) (経済政策課) 3
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (601・602) (森林保全課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (603～606) (〃) 5
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (607) (東部総合事務所福祉保健局) 7
	指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (608) (〃) 8
	指定居宅サービス事業者の指定 (609) (中部総合事務所福祉保健局) 8
	指定介護予防サービス事業者の指定 (610) (〃) 9
	指定居宅サービス事業者の廃止 (611) (〃) 9
	指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (612) (〃) 9
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (613) (〃) 10
	指定居宅サービス事業者の指定 (614) (西部総合事務所福祉保健局) 10
	指定介護予防サービス事業者の指定 (615) (〃) 10
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (77) 11
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 11
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (障害福祉課) 15
	一般競争入札の実施 (2 件) (警察本部会計課) 18

告 示

鳥取県告示第 596 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団 ひだまりクリニック	米子市皆生温泉 二丁目20-31	医療法人社団ひ だまりクリニッ ク	米子市皆生温泉 二丁目20-31	訪問看護	平成 19 年 6 月 1 日
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理 指導	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団 ひだまりクリ ニック	米子市皆生温泉 二丁目20-31	医療法人社団ひ だまりクリニッ ク	米子市皆生温泉 二丁目20-31	介護予防訪問 看護	平成 19 年 6 月 1 日
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅 療養管理指導	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社ライブ アシスト	米子市新開一丁目 4-20	有限会社ライブア シスト	米子市新開一丁目 4-20	平成 19 年 6 月 19 日

鳥取県告示第 597 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
----	------------	--------------	---------------	-------

社会福祉法人日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂 1247-1	社会福祉法人日野町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	日野郡日野町根雨 899-1	平成 19 年 6 月 30 日
------------------	--------------------	-----------------------------	-------------------	------------------

鳥取県告示第 598 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年鳥取県規則第 17 号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
眼科	視覚障害	小松 恵子	米子市両三柳 1880 医療法人 同愛会 博愛病院
泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	木内 慎一郎	鳥取市江津 730 鳥取県立病院
泌尿器科	じん臓機能障害	太田 匡彦	鳥取市里仁 54-2 さとに田園クリニック

鳥取県告示第 599 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
さとに田園クリニック院長	鳥取市里仁 312-3	さとに田園クリニック	鳥取市里仁 54-2	じん臓	平成 19 年 7 月 1 日

鳥取県告示第 600 号

平成 19 年鳥取県告示第 477 号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ラ・ムー旗ヶ崎店に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく新設の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
米子市
- 2 米子市の意見の概要
 - (1) 深夜における駐車場利用者の不用意な騒音発生に注意すること。
 - (2) 照明による光害発生に注意すること。
 - (3) 空調機等の室外機及び排気口、受電設備からの騒音に注意すること。
- 3 縦覧に供する期間
平成 19 年 7 月 13 日から 1 月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市糺町一丁目 160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目 1
米子市経済部商工課

鳥取県告示第 601 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市佐治町大井字岩井谷552の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第 602 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市上味野字小屋場ノ二748の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第 603 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字別所字地合谷836の1、836の2、字杉ノ子896の1、896の3、字小芦谷905の1、字大芦谷925の1（次の図に示す部分に限る。）、925の3、925の4（次の図に示す部分に限る。）、字寺谷947の1、字下ノ宮内ヶ原948の1、大字羽衣石字妙見谷1226の2、1226の3、1226の11から1226の69まで、字二ノ宮谷1226の72、1226の74、1236の1から1236の47まで、字西大和1261の1、1261の4から1261の53まで、1270、1271、字西新市1272から1274まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 604 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字園字西前29、31、32、34の2、35、36、38、39、42の1、49の1、50、53から58まで、60から62まで、64、66、67、字東屋敷86の1、字魚見126の3、129、130の2、131の2、132の1、132の2、133から136まで、138から140まで、144から147まで、148の1、148の2、150から164まで、167から173まで、字天馬尾281、281の1、282、283、字二ノ細谷1146の3から1146の5まで、1148の1、1148の2、1157の1から1157の3まで、1158の1から1158の3まで、1159、1160の1、1160の3、1160の4、1161の1から1161の3まで、字横手下1162の1から1162の3まで、字コッティ出シ1239の2、字下河井1240の1、1241の1、1242、字入道谷1358、大字泊字要害636の1、636の2、637、638、656から658まで、661の1、662の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字園字西前29、31、32、34の2、35、36、38、39、42の1、49の1、50、53から58まで、60から62まで、64、66、67、字東屋敷86の1、字魚見126の3、129、130の2、131の2、132の1、132の2、133から136まで、138から140まで、144から147まで、148の1、148の2、150から164まで、167から173まで、字天馬尾281、281の1、282、283、字二ノ細谷1157の1から1157の3まで、1158の1から1158の3まで、字横手下1162の1から1162の3まで、大字泊字要害636の1、636の2、637、638、656から658まで、661の1、662の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、泊村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第605号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字鹿部谷727の1から727の12まで、727の15、728の1、728の2、729の1、729の2、大字穴鴨字余川谷1296の1、1296の2、1296の3(次の図に示す部分に限る。)、1296の4、1296の5、1296の6(次の図に示す部分に限る。)、1296の11から1296の13まで、1296の14(次の図に示す部分に限る。)、1296の15、1296の16、1296の18・1296の19(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1296の20、1296の21、1296の23から1296の25まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1296の26から1296の85まで、1296の130から1296の132まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 606 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字三朝字湯谷西248の2、249
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字三朝字湯谷東224の2、226の3、228・字湯谷口282の1・282の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字法師谷674、686の7、字下山根1046の1、字道ノ奥1049の1、1049の6から1049の8まで、字築ヶ谷1060の1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 607 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社 代表取締役 霜村 芳照	鳥取市叶110-1	久大建材株式会社ラ イフケア事業部	鳥取市古海693-1	平成18年1月31 日
〃	〃	〃	〃	平成18年5月1 日
株式会社T r u e 代表取締役 北村 久恵	鳥取市商栄町192	訪問介護事業所はあ とふる	鳥取市商栄町192	平成19年3月12 日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木 六丁目10-1	株式会社コムスン湖 山ケアセンター	鳥取市松並町一丁目 228	平成19年4月6 日
株式会社YOU 代表取締役 利根 川 薫	鳥取市吉方温泉四 丁目702	フレンドケアYOU	鳥取市吉方温泉四丁 目703	平成19年5月1 日

鳥取県告示第608号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年7月13日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社 代表取締役 霜村 芳照	鳥取市叶110-1	久大建材株式会社ラ イフケア事業部	鳥取市古海693-1	平成18年5月1 日
株式会社T r u e 代表取締役 北村 久恵	鳥取市商栄町192	訪問介護事業所はあ とふる	鳥取市商栄町192	平成19年3月12 日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木 六丁目10-1	株式会社コムスン湖 山ケアセンター	鳥取市松並町一丁目 228	平成19年4月6 日
株式会社YOU 代表取締役 利根 川 薫	鳥取市吉方温泉四 丁目702	フレンドケアYOU	鳥取市吉方温泉四丁 目703	平成19年5月1 日

鳥取県告示第609号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社和企画 代表取締役 田 中文子	倉吉市幸町532 － 1	ヘルパーステー ション望	倉吉市丸山町476 － 3	訪問介護	平成19年 7 月 1 日

鳥取県告示第 610 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社和企画 代表取締役 田 中文子	倉吉市幸町532－ 1	ヘルパーステー ション望	倉吉市丸山町 476－ 3	介護予防訪問 介護	平成19年 7 月 1 日

鳥取県告示第 611 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
医療法人誠医会 理事長 宮川秀 人	東伯郡北栄町瀬 戸53－ 2	医療法人誠医会 宮川医院	東伯郡北栄町瀬 戸45－ 2	短期入所療養 介護	平成19年 7 月 1 日

鳥取県告示第 612 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護療養型医療施設の名称	介護療養型医療施設の所在地	辞退年月日
医療法人誠医会 理事長 宮川秀人	東伯郡北栄町瀬戸 53-2	医療法人誠医会宮川 医院	東伯郡北栄町瀬戸45 -2	平成19年7月1日

鳥取県告示第 613 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
医療法人誠医会 理事長 宮川秀人	東伯郡北栄町瀬戸 53-2	医療法人誠医会宮川 医院	東伯郡北栄町瀬戸 45-2	介護予防短期入所療養介護	平成19年7月1日

鳥取県告示第 614 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人ショウトク福祉会 理事長 谷本要	米子市榎原 1889 -6	アイアイ三柳デイサービスセンター	米子市両三柳 866 -4	通所介護	平成19年6月11日

鳥取県告示第 615 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人ショウトク福祉会 理事長 谷本要	米子市榎原 1889-6	アイアイ三柳デイサービスセンター	米子市両三柳 866-4	介護予防通所介護	平成 19 年 6 月 11 日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 77 号

平成 19 年第 10 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 19 年 7 月 17 日（火） 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 第 21 回参議院議員通常選挙事務処理日程表について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 6 月 22 日付鳥取県告示第 544 号）の内容
（告示の内容）
 - 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

森 喜久雄	鳥取市青谷町亀尻字八幡谷 267 の 1
-------	----------------------

〃	鳥取市青谷町亀尻字八幡谷 267 の 2
藏光 傳一	鳥取市青谷町亀尻字竹前 362 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

青谷町亀尻字竹前 362 の 3 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

西脇 清八	鳥取市青谷町長和瀬字島邊り 8 の 1
岡村 新藏	鳥取市青谷町善田字すけたい 475
小川民三郎	鳥取市青谷町早牛字大石谷 652
小谷 芳三	鳥取市青谷町早牛字高平 762
長谷川文二	鳥取市青谷町早牛字高平 763

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保
全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 6 月 22 日付鳥取県告示第 545 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

石谷 正樹	八頭郡智頭町大字波多字ヲカ 537
大原 彪雄	八頭郡智頭町大字波多字坂ノ元 667
大原 憲明	八頭郡智頭町大字波多字牛倉 680
林 徳藏	八頭郡智頭町大字波多字クズレ谷 702
大原 彪雄	八頭郡智頭町大字波多字寺 769

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 6 月 26 日付鳥取県告示第 557 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

坪倉 弘文	日野郡日南町福万来字野呂山川東 150 の 1
高橋 国男	〃
長谷川和昭	日野郡日南町福万来字本谷山 788
石川 武夫	日野郡日南町福万来字本谷山 792
長谷部 勝	日野郡日南町生山字坂井谷山 313 の 2
毛利 吉藏	〃
王子緑化 株式会社	〃
〃	日野郡日南町生山字坂井谷山 313 の 151
毛利 吉藏	〃
岸 理	日野郡日南町福寿実字地輪ヶ塔 681
〃	日野郡日南町福寿実字下細越 683
佐々木知幸	日野郡日南町福寿実字ウ子横手道下夕 684
渡邊 勝美	〃
白根 仁一	〃
池田源次郎	日野郡日南町福寿実字上長塔 1164
池田壽一郎	〃
池田源次郎	日野郡日南町福寿実字関ノ谷 1308
池田壽一郎	〃
池田源次郎	日野郡日南町福寿実字佐利ヶ塔 1334
池田壽一郎	〃
池田源次郎	日野郡日南町福寿実字奥鉦ヨリ峠ノ塔 1337
池田壽一郎	〃
池田源次郎	日野郡日南町福寿実字奥鉦ヨリ峠ノ塔 1337 の 2
池田壽一郎	〃
白根 早苗	日野郡日南町折渡字川東中山 1203
白根藤太郎	〃
白根 勝藏	〃
田辺菊五郎	〃
船越栄三郎	〃
船越 幸作	〃
船越栄四郎	〃

佐々木正壽	日野郡日南町折渡字上ミ川東山 1253 の 2
〃	日野郡日南町折渡字上ミ川東山 1254 の 2
木下 正知	日野郡日南町下阿毘緑字足渡世山 1428
加納 甚藏	日野郡日南町下阿毘緑字釜ヶ谷 1585
岸 亮	〃
岸 與平	〃
木下 正知	日野郡日南町下阿毘緑字菅ヶ谷 1587
岸 庄藏	〃
岸 房藏	〃
岸 又次郎	〃
木下 正知	日野郡日南町下阿毘緑字安右衛門山 1588
岸 又次郎	〃
岸 與平	〃
舟越 毅	日野郡日南町下阿毘緑字猿ヶ口山 1709 の 1
岸 千藏	日野郡日南町下阿毘緑字滝ノ谷第一 1710
山城 正美	日野郡日南町下阿毘緑字藤舞山 1714 の 1
〃	日野郡日南町下阿毘緑字藤舞山 1714 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備えて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県心身障害者扶養共済システム開発等業務 一式

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 20 年 1 月 31 日まで

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県福祉保健部障害福祉課

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年7月24日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成19年7月13日（金）から同年8月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成19年7月13日（金）から同年8月10日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 平成14年4月1日以降に国又は地方公共団体と同種の業務を履行又は履行中の実績を有すること。

(6) 平成18年9月12日付鳥取県公報で調達公告を行った「情報システム構築に係る基本設計等業務」を受託した者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部障害福祉課

4 入札手続等

(1) 入札手続の問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県福祉保健部障害福祉課地域生活支援室

電話 0857-26-7866

メールアドレス shougai Fukushi@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 7 月 13 日（金）から同月 20 日（金）までの間に鳥取県のインターネットホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/shougaihukushi/oshirase/index.htm>）から入手すること。ただし、これ

により難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時期

平成 19 年 7 月 13 日（金）から同月 20 日（金）までの日（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便による入札

不可とする。

（5）入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 8 月 10 日（金）午後 2 時

鳥取県庁福祉保健部会議室（鳥取県庁本庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を 4 の（1）の場所に平成 19 年 8 月 1 日（水）午後 2 時までに提出しなければならない。

（3）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 借入物品 ノート型コンピュータ 495台
A3対応レーザープリンター 52台
A4対応レーザープリンター 35台
小型スイッチングHUB 100個

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成20年1月1日から平成23年12月31日まで

(4) 納入期限

平成19年12月31日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、

リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年7月27日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成19年7月13日（金）から同年8月28日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（内線2225）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年7月13日（金）から同月23日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年8月28日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（月）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年8月7日（火）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める入札金額に48月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める契約金額に48月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

- A notebook type computer, 495
- A laser printer for A3, 52
- A laser printer for A4, 35
- A small switching HUB, 100

Nature and quantity of the products to be purchased:

- Software, 1set

(2) August 7, 2007 3:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 28, 2007 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

August 27, 2007 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110 ex.2225

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 可搬式映像射撃シミュレーターに係る装置 一式

イ 購入物品 可搬式映像射撃シミュレーターに係る装置のソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年10月1日から平成24年9月30日まで

(4) 納入期限

平成19年9月28日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年7月27日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成19年7月13日（金）から同年8月28日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（内線2225）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年7月13日(金)から同月23日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年8月28日(火)午後2時15分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日(月)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年8月7日(火)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める入札金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。